

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市人事委員会委員長 平石直樹

新潟市人事委員会規則第6号

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「地方公務員法第」を「地方公務員法」に改め、同条第3項中「第21条の2第3項第1号」を「第21条の2第3項」に、「定める場合」を「定める勤務」に、「勤務に従事した時間が6時間を超える場合」を「同条第1項の勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務」に改める。

第3条第2項を削る。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 次の各号に掲げる場合には、条例第21条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第21条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第21条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附則第2項中「第3条第1項の規定」を「第3条の規定」に、「第3条第1項第1号」を「第3条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。